

様式第 12（第59条関係）（平17経産令79・旧様式第10様式下・一部改正、令元経産令17・一部改正）

（表 面）

第	号	立入検査職員身分証明書	
写 真 印		職 名	
		氏 名	
		生年月日	
上記の者は、中小企業支援法（昭和38年法律第 147 号）第13条第 1 項の規定により立入検査を行う職員であることを証明する。 年 月 日交付 経済産業大臣 印			

（裏 面）

中小企業支援法（抄）	
（報告及び検査）	
第13条 経済産業大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、試験事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。 2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。 3 第 1 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 第16条 第13条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 7 とする。